

浜松市告示第 5 7 3 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和 8 年 1 0 月 2 0 日から 2 週間、浜松市中央土木整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和 8 年 1 0 月 2 0 日

浜松市長 中 野 祐 介

記

路 線 名	区 間	供用開始の期日	摘 要
城北 3 号線	浜松市中央区城北一丁目 20 番 9	令和 8 年 1 0 月 2 0 日	拡 幅 区 間